

三島市外五ヶ市町箱根山組合補助金等交付規則事務取扱要領

〔平成10年4月1日〕
〔事務取扱要領第1号〕

改正 平成14年4月1日事務取扱要領第1号

(目的)

第1条 三島市外五ヶ市町箱根山組合補助金等交付規則（以下「規則」という。）の事務執行を適切且つ公平に執行するため定めたものとする。

(申請)

第2条 補助金の交付申請をする場合、事業着手7日前までに管理者あて必要書類を添付の上、申請書を提出するものとする。この場合、申請者は代表者名とすること。

(申請書添付書類)

第3条 申請書に添付する書類は、案内図、見積書、事業実施計画書を添付するものとする。

(補助事業完了報告書添付書類)

第4条 補助事業完了報告書に添付する書類は、案内図、事業写真（着手前、事業実施中、事業完了後）、請求書又は領収書を添付するものとする。

(分収造林地及び一般貸付地の管理団体の定義)

第5条 規則別表1に規定する分収造林地及び一般貸付地については次のとおりとする。

- (1) 分収造林地の管理団体とは当組合との分収造林地借地契約団体とする。ただし、次の分収造林地借地契約団体の中郷植林組合は、大場、中島、梅名、安久、松本、御園、長伏、多呂、北沢、八反畑、鶴喰、青木、新谷、平田、玉川。谷田、中、竹倉は、谷田、中、竹倉、小山、御門、夏梅木。川原ヶ谷区植林は、川原ヶ谷、山田、小沢、元山中。元三島農業協同組合は、西町、田町、宮倉、宮町東、宮町西、新町。長泉町下土狩区は鮎壺、原、西、原分、東。以上については、各団体を構成する地区であるため、契約団体とみなす。
- (2) 一般貸付地の管理団体とは当組合との土地賃貸借契約地で当組合の認める契約団体とする。

(活動事業の内容)

第6条 規則別表1に規定する活動事業の内容は、次に定めるものとする。

- (1) 分収造林地借地所在地の現地確認、境界の確認及び境界杭の設置
- (2) その他事業推進に必要と認める事業

(活動事業経費の基準)

第 7 条 活動事業に要する経費の内、現地及び境界確認に要する賃金と車の借上の基準については、次のとおりとする。

- (1) 現地及び境界確認作業の賃金は、三島市の臨時業務員の賃金額を適用する。
- (2) 車の借上料（謝礼）は 1 台あたり 1 日、3,000 円とする。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。